

「復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理」について

このたび、「復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理」を取りまとめました。

- 復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理（概要）
- 復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理（本文）

【本件に関するお問い合わせ先】 復興庁 米澤、岸、赤崎 電話:03-6328-0220
